(一)　第752号　昭和27年9月25日 第三種郵便物認可　みいけ　(毎月1・16日)　昭和39年4月16日　(木)

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話3033番
3100番
編集兼発行人　澁田紀生

われわれは長期抵抗路線に確信をもち、遺族・被災者を守り、小さな団結を日本中にひろげよう。

組合日誌

4月5日　春斗要求貫徹北九大集会
9日　主婦会中評
全労金オルグ来組
12日　各支部委員会
ニュースカー春斗情宣へ出動
13日　トップ交渉
15日　大地評春斗戦術委員会闘争サークル代表者会議
16日　各鉱へ春斗ビラ配布

春斗決戦段階へ

二十七日から無期限スト

春斗の決戦段階をかえて、第四〇回炭労臨時大会（三月三一日四月一日）で違憲統一された通り炭労全体の統一行動として、いよいよ春斗の実力行使に突入する。

統一斗争を堅持

炭労大会は具体的戦術を決定するに当って、つぎのような基本的態度を決定した。

一、中央委員会（三月五日）が大衆討論にかけた統一斗争をあくまで堅持して、斗争推進をはかる。

二、全体が同一戦術を行使することが困難なので、戦術配意を行なうが、規模に差はあっても出発から最後まで全体が行動をともにする。

三、戦術配意は八社ブロック、西日本ブロック、中小ブロックの各ブロック毎に行ない、ブロック内の画一戦術はとらない。

四、たたかいの時期に春斗全体の波と結合させる。

要求の同時解決はかる

要求指標については賃金、退転手当、保安、じん肺協定の要求の同時解決をはかるよう努力し、対政府要求については実力行使を背景に目的達成をはかる。

交渉については四月一六日までに会社の最終態度を明確にさせ、対資本の団交と併行させず対政府折衝を進める。

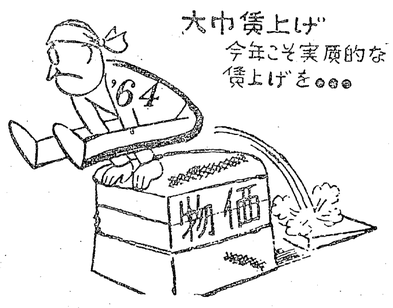

無期限部分スト突入の東圧労組

三化東圧無期限部分スト

大牟田地区の春斗情勢

（四月七日現在）

【全逓労組】四月四日公労協として統一ストライキに入り、大牟田も参加する。当局側の攻撃は異なる形ではじまりかかっている。

【東圧労組】本日二時半から会社の回答がある。六日スト通告、九日午後一時より全面二時間スト。ひき続き重点無期限部分スト（炭素部門、運転部門）、残業拒否に突入する。会社は支部間、転種間の分裂工作をかけている。

【全九電労】六日に二、四〇〇円の第一次回答があった旨指令。八日にスト戦術について具体的に確立する。一〇日、一七日は他単産の実力行使に合せることになると思う。

【合同労組】二〇数支部のうち解決した支部は白川病院＝一、五〇〇円、三池官舎＝一、七〇〇円、田中精麦＝三、〇〇〇円、白金鉄工所＝三、〇〇〇円、西田印刷＝二、〇〇〇円、大矢地・中央映画＝五〇円（日給）、江崎印刷＝二、〇〇〇円、大牟田運送＝二九日より全面ストに入る。

【化労組】六日ストに通告、七日全社回答団交、回答延期の可能性が強い。九日午前七時よりの部分スト（重点無期限・約五八〇名）に突入する。運転部門は会社合わせスト突入。

【三池労組】十七日二四時間全面スト突入。二四日より大手八社は無期限全面スト突入。

【鉱労組】賃金関係は一応終った退転防護問題＝行政措置としてなお強く出ている。一七日の統一行動＝一割の休暇斗争を実施。

【国鉄労組】一七日に半日スト＝鹿児島、長崎、久大、日豊線。

【三池労組】要求五、〇〇〇円。一〇日第一次回答一、五〇〇円。一一日に四八時間スト。一七日以降は無期限スト。

【西鉄労組】一七日始発～正午まで全面時限スト（バス、電車、貸切りバスなど一切）

政府、資本家側の構え

分断、弾圧、おどし

本性あらわした権力

春斗を分断し、弾圧し、不成功に終らせることは、資本にとっては絶対的ギリギリの必要性となってきたのである。

八日＝自民党総務会「公労協半日スト中止を決議」・国会での政府答弁「違法行為は許せない。参加者は法律の命ずるところにより断固を厳重する」

一日＝国鉄「三月末の春斗行動で大量処分発表」・自民党「違法性をつよくPRすることを決定」・国鉄労組内で分裂工作すすむ

三日＝政府「公労協スト現場へ臨視違派遣決定」・交相「日教組へ実力行使に対しては処分を通告」・官房長官談話「スト指導の幹部、参加の組合員とも処分する」

○…これより先、日経連は鉄、民間放送、相互銀行など、重点業種傘下企業の結束を固める⑵労使互恵の原則から賃上げの代償として生産性の向上や安定賃金を組合に約束させることを決め、かつ行過ぎた高姿勢で労使秩序の安定賃金制度を推進し、合理化政策の強行をはかっている。

○…また四月九日の関東経営者協会で五十嵐事務局長は「期待昇給分を含めた三、二〇〇円という六円の鉄鋼回答は昨年の訂正賃金と相場とせず、自主的立ち場で経済合理主義を貫くべきだ。公労協の半日スト中止を決意し、広く国民諸氏の理解と協力を求めたい」（四月一七日の一六抵抗スト行使について「刑事免責の適用を受ける余地がない」――違法である――という判決を下したもの）をふまえ、スト権奪還という重大な権利斗争の展望にたつものであった。

公労委の調停待つ

四・一七の半日スト後、直前の一六日の全国、池田会談で一、公企体と民間の賃金格差をなくす、二、政府は公労委の結論を尊重するなどの確認をとり交し、一七日のスト権賃上げは絶対ゆるさない」という斗争指導の基本にたって、かつてない春斗の体制づくりに努力してきた。

三月二七日には、大衆行動を組織して春斗実力体制強化をはかり三月末、四月上旬から民間単産協議会を設置し、春斗全体をかためる基盤であると同時に、三・一五判決（昨年三月一五日、最高裁が鋼労連に平均二、三〇〇円（定昇ふくめて三、二〇〇円、要求額五、〇〇〇円）の回答を行ない、各民間企業も一部の中小をのぞいて、鉄鋼ベースに準じた回答をうごぎと行出した。これは民間と公労協の間にクサビを打ちこみ、四・一七をはじめとした春斗共斗の統一行動の大きな足場をみだそうとするものであった。

公労協スト宣言

一方、公労協は四月四日「四月一七日を第一歩として、戦後最大の一大スト・ライキ斗争を不退転の決意でたたかう」というストライキ宣言を発した。

公労協の実力行使は、民間組合の決戦段階の斗いと結合して低額回答を拒否し、春斗全体をかためる基盤であると同時に、三・一五判決（四月六日、鉄鋼大手八社は、日本独占にとっては大譲歩なものである。

春斗を分断し、弾圧し、不成功に終らせることは、資本にとっては絶対的ギリギリの必要性となってきたのである。

八日＝自民党総務会「公労協半日スト中止を決議」・国会での政府答弁「違法行為は許せない。参加者は法律の命ずるところにより断固を厳重する」

一日＝国鉄「三月末の春斗行動で大量処分発表」・自民党「違法性をつよくPRすることを決定」・国鉄労組内で分裂工作すすむ

三日＝政府「公労協スト現場へ臨視違派遣決定」・交相「日教組へ実力行使に対しては処分を通告」・官房長官談話「スト指導の幹部、参加の組合員とも処分する」

賃上げは五%以下に

日経連、春斗方針を発表